

**清須市市制 20 周年事業支援委託業務に係る  
一般公募型プロポーザル実施要領**

**1 趣旨**

この実施要領は、清須市（以下「本市」という。）が市制 20 周年事業の一部を委託するにあたり、一般公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により、見積金額のみならず、企画力・技術力・創造性・実績等を総合的に審査して、最適な業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

**2 業務の目的**

令和 7 年 7 月 7 日に市制施行 20 周年を迎えることから、過去、現在、未来をそれぞれ見据える視点を大切にして、「紡ぐ～輝く清須の未来へ～」をキャッチコピーとする周年事業を実施する。本事業を通して、市民の皆さんや本市ゆかりの方々とお祝いできるよう、機運を高め、市民の一体感や郷土への誇りを育み、本市がさらなる飛躍を遂げる礎を形成したい。

**3 業務の概要**

(1) 業務名

清須市市制 20 周年事業支援委託業務

(2) 仕様

別紙「清須市市制 20 周年事業支援委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）  
のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日（令和 6 年 6 月中を想定）から令和 8 年 3 月 31 日まで（契約は年度ごとに締結予定）

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 6 年度	17,000,000 円
令和 7 年度	20,000,000 円
計	37,000,000 円

※ この金額は、契約上の予定価格を示すものではない。

**4 業務委託の方法**

業務実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された 1 者と令和 6 年度の業務仕様及び契約金額を令和 6 年度提案上限額の範囲内で協議し、委託契約を締結する。

ただし、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。

なお、応募者が 1 者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が評価基準を満

たすと認められる場合は、その事業者と協議の上、委託契約を締結する。

また、本市は令和6年度業務の受託者を相手方として、令和7年度に予定している業務について、別途委託契約を予定しているが、適性が認められない場合はこの限りではない。

## 5 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加を申し込む者（以下「参加者」という。）は次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和6・7年度清須市入札参加資格者名簿に登録されている者又は登録申請を行っている者であり、契約締結時までに令和6・7年度清須市入札参加資格者名簿に登録できる者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 本プロポーザルの公告の日から受託候補者決定までの間、清須市の工事請負契約に係る指名停止等の措置規定（平成17年清須市訓令第34号）に基づく指名停止、及び清須市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年清須市訓令第3号）に基づく排除措置を受けていない者。
- (5) 令和6年4月1日現在、過去5年以内における本業務と同種又は類似の業務受託実績を有する者であること。
- (6) 仕様書に定める業務を遂行するために必要とされる技術・経験を有する者を当該事務に従事させることができる者。

## 6 参加の手続き

### (1) 提出書類の入手方法

清須市のホームページからダウンロードすること。

「事業者向け情報」⇒「入札情報」⇒「一般公募型プロポーザル」内

[https://www.city.kiyosu.aichi.jp/jigyosha\\_joho/nyusatsu\\_joho/proposal/](https://www.city.kiyosu.aichi.jp/jigyosha_joho/nyusatsu_joho/proposal/)

### (2) 提出期限及び提出方法

- ① 参加申込書（様式1）及び誓約書（様式2）を令和6年4月23日（火）午後5時までに、持参、電子メール又は郵送（必着）で提出すること。電子メールで提出する場合は、②の提出時に原本を提出すること。
- ② 参加申込書及び誓約書以外の提出書類全てを令和6年5月15日（水）午後5時までに、持参又は郵送（必着）で提出すること（電子メール不可）

(3) 提出書類・資料

提出書類、提出資料、様式及び提出部数は、次表のとおりとする。

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数	注意事項
1	参加申込書	A 4	1 部	
2	誓約書	A 4	1 部	
3	会社概要書	A 4	1 部	
4	業務協力予定書	A 4	1 部	
5	業務実施体制図（企業間連携図）	A 4	1 部	
任意	企画提案書（※）	A 4	11 部	①
6	業務実施担当者調書	A 4	11 部	①・②
7	業務実績調書	A 4	11 部	①・③
8	参考見積書	A 4	1 部	④
9	質問書	A 4	1 部	⑤
10	参加辞退届	A 4	1 部	

(※) 1者につき1案とし、次項「(4) 企画提案書の内容」に沿って記載すること。

【注意事項】

- ① 部数は11部（正1部・副10部）とし、副本は、社名・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。
- ② 本業務の実施責任者及び担当者について記載すること。業務協力予定書に記載した者についても記載すること。
- ③ 令和6年4月1日現在、過去5年以内における本業務と同種又は類似の業務受託実績について記載すること。なお、受託実績を確認するため契約書等の写しを添付すること。（契約書の写しを添付する場合、業務名・契約者・契約金額・契約期間が分かる箇所のみで可）
- ④ 見積金額は年度別に記載し、税抜き価格とすること。
- ⑤ 質問は原則としてまとめて記載して提出すること。

(4) 企画提案書の内容

項目	提案内容
1 スケジュール	仕様書を参照の上、事業目標の達成するため、業務のスケジュール案を簡潔に記載すること。 (令和6年6月～令和8年3月)
2 周年事業の総合プロデュース・ディレクションの方針	仕様書及び「清須市市制20周年事業基本方針」(以下「基本方針」という。)を参照の上、周年事業の総合プロデュース・ディレクションを行う上での方針を記載すること。 また、委託対象ではない周年事業(記念式典の開催など)との最適化のため、事務局との円滑な連携方法を具体的に記載すること。
3 広報戦略・プロモーション手法	仕様書及び基本方針を参照の上、「2」の提案内容に基づく効果的な広報戦略・プロモーション手法を記載すること。 また、市で制作する啓発品との最適化のため、事務局との円滑な連携方法を具体的に記載すること。
4 メイン事業(クイズ・謎解きイベント、Youtube動画制作、市民とつくる写真展)の進め方	仕様書及び基本方針を参照の上、「2」の提案内容に基づく次の①～③の取組方法を記載すること。 ① クイズ・謎解きイベント ② Youtube動画制作 (市のYouTube公式アカウントの使用を想定) ③ 市民とつくる写真展 (冊子制作のための印刷稿制作を含む)
5 自由提案 ※「2」の方針に基づく「4」以外の取組	仕様書及び基本方針を参照の上、「2」の提案内容に基づく取組案を1つ以上提案すること。 ただし、提案上限額の範囲で実施できる内容とし、参考見積書の作成にあたり、本項目の提案分が提案上限額を超える場合は、提示額に含めず、見積書の備考欄へ記載すること。

※ A4判20ページ以内(両面印刷の場合、10枚以内)で作成すること。(ただし、表紙・裏表紙はこのページ数に含まない。)

## (5) 提出書類の取扱い等

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 採用となった企画提案書については、公開の対象とする。なお、不採用となった企画提案書について情報公開請求があった場合は、当該提案者に不利益が生じないように、事前に市と当該提案者とで意見交換を行った上で、市がその対応について判断する。
- ③ 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ④ 提出書類を受け付けた後の追加及び修正は一切認めない。
- ⑤ 書類の提出後、市の判断により補足資料の提出を求める場合がある。
- ⑥ 参加申込書等を提出した者は、この実施要領に同意したものとみなす。

## 7 審査方法及び審査基準

### (1) 審査方法

本市の職員で構成する審査委員会において、次のとおりプレゼンテーションによる審査を行い、受託候補者として1者を選定する。

なお、参加者が多数の場合は、事前に審査委員会において書類審査を実施し、プレゼンテーションを実施する上位4者程度を選定する。

また、市制20周年事業市民参画会議の委員から2名をオブザーバーとして選任する。その者も審査委員会に参加し、質問等の発言をすることができる。ただし、審査は行わない。

#### ① 日時（時間については別途通知）

令和6年5月23日（木）

※ 市議会の日程により変更する可能性あり。

#### ② 場所（詳細な会場については別途通知）

清須市役所

#### ③ 実施方法

1者につき25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）以内とする。

また、事前に提出した企画提案書等に基づき説明をすることとし、プレゼンテーション当日に新たな資料を提出することは認めない。

なお、説明においてパワーポイント等を使用する場合は、参加申込者等提出期限までに「12 連絡先」へ報告すること。その際、当日使用するプロジェクター、スクリーン（必要な部屋である場合）、電源は本市で用意するが、パソコンについては参加者で準備すること。

#### ④ 説明者

「5 参加の手続き」「(3) 提出書類・資料」「様式番号4 業務実施担当者調書」に記載された責任者又は担当者とする（3名以内）。また、説明者以外の会場への入室は認めない。

⑤ その他

プレゼンテーションの開始時間等については、令和6年5月17日（金）午後5時までに、参加者全員に電子メールで通知する。

また、書類審査を実施した場合は、併せて書類審査の結果も通知する。

(2) 審査基準

審査基準は以下のとおり。なお、書類審査を実施する場合は(1)～(4)の項目で審査する。

	配点	審査項目	審査の着眼点
基礎点	5	(1) 当該事業者の同様業務に係る実績	① 過去5年間の業務実績
	5	(2) 業務従事者の実績	① 従事者の業務実績
	10	(3) 見積金額	見積書の構成や積算の妥当性 ※業務単位での小計算出の可否等
当日点	15	(4) 周年事業の総合プロデュース・ディレクションの方針	① 周年事業の趣旨の理解度 ② 課題認識や方針の妥当性 ③ 独創性・話題性の喚起
	15	(5) 効果的な広報戦略・プロモーション手法	① 周年事業の趣旨との整合性 ② 独創性・話題性の喚起 ③ 的確性・実現性
	20	(6) メイン事業(クイズ・謎解きイベント、Youtube動画制作、市民とつくる写真展)の効果的な進め方	① 周年事業の趣旨との整合性 ② 独創性・話題性の喚起 ③ 的確性・実現性
	15	(7) 自由提案	① 周年事業の趣旨との整合性 ② 独創性・話題性の喚起 ③ 的確性・実現性
	5	(8) スケジュール	① 的確性・実現性
	10	(9) プレゼンテーション	① 説明力 ② 熱意・誠実性 ③ 目的の実現性・成果への期待値
		100	

(3) 審査結果

令和6年5月30日（木）午後5時までに、プレゼンテーションの参加者全員に、電子メールで通知するとともに、市ホームページへ掲載する。

なお、審査内容・経過については公表しないこととし、結果に対する問い合わせや異議申立てには、一切応じない。

## 8 質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付期限

令和6年4月23日（火）午後5時まで

### (2) 質問書の提出方法

質問書（様式9）に記入の上、「12 連絡先」の担当者宛てに電子メールにより提出すること（電子メール以外の方法は受け付けない。）。

なお、件名は、「清須市市制20周年事業支援委託業務に関する質問」とすること。

また、提出する場合は、清須市企画部企画政策課に対して電話での着信確認を行うこと。

### (3) 質問に対する回答

令和6年4月26日（金）午後5時までに、質問者名を伏せて、質問内容と回答を参加者全員に電子メールで通知する。

## 9 失格条項

参加者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。

ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 参加資格がないと認められた場合
- (2) 提出書類・資料の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (3) 談合その他の不正行為が行われたと認められた場合
- (4) 提出書類・資料に虚偽の記載等をした場合
- (5) 参加申込書に申請者の記名・押印がない場合
- (6) 提案上限額を超える金額で参考見積書を提出した場合
- (7) 審査時に説明用の追加資料等を提出した場合
- (8) 審査時に業務実施担当者調書に記載がない者が出席した場合
- (9) その他本要領を遵守しない場合

## 10 契約の締結

- (1) 受託候補者選定後、候補者は本市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定する。
  - ① 受託候補者が契約の締結を辞退したとき
  - ② 契約締結時までに「5 参加資格」を欠いていることが判明したとき
  - ③ 契約締結時までに「9 失格条項」に該当していることが判明したとき
  - ④ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
  - ⑤ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約保証金等、契約にあたっては清須市契約規則（平成17年7月7日規則第50

号)に基づくこととする。

- (4) 契約にあたっては、受託候補者は参考見積書に記載している見積金額を基に、改めて見積書を提出すること。

## 11 スケジュール

項目	日程 (予定)
公募開始	令和6年4月11日 (木)
参加申込書・質問書の提出期限	令和6年4月23日 (火) 午後5時まで
質問への回答期限	令和6年4月26日 (金) 午後5時まで
企画提案書等応募書類の提出期限	令和6年5月15日 (水) 午後5時まで (持参のみ受付。郵送不可)
辞退届の提出期限	※参加申込書提出後に、やむを得ず辞退する場合は、様式8に必要事項を記入し、上記期日までに提出すること。
審査 (プレゼンテーション) の開始時間等の通知	令和6年5月17日 (金) 午後5時まで (書類審査を実施した場合にあっては、審査書類の結果も併せて通知する。)
審査 (プレゼンテーション)	令和6年5月23日 (木) ※ 議会日程により、やむを得ず、変更する可能性がある。
選定結果通知	令和6年5月30日 (木) 午後5時まで

## 12 連絡先

〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口 1238 番地

清須市役所 企画部企画政策課 企画政策係 担当：岩田・深瀬

電 話：(052) 400-2911 (代表)

電子メール：kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp